各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置を講じなければ	その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により	選挙人名簿又はその抄本と対照して
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域又は共通投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める措置を講じなければ	その期日前投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ

に改め、同表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項の項中「においては」を「には」に改め、同表第百三十一条第一項の項中「第百三十一条の二において準用する場合を含む。」を加える。

第二十三条中「第四章の三」を「第四章の二（共通投票所）、第四章の四」に、「並びに第六十一条第四項」を「、第六十一条第四項並びに第六十二条第二項」に改め、「第七十条の二第二項」の下に「、第七十五条第二項」を加え、「にする」を「に行う」に改め、同条の表第二十六条の五、第五十一条第一項、第五十九条の三第六項、第五十九条の三の三第四項、第百三十一条の二において準用する第百三十一条第三項及び第百四十五条の項を次のように改める。

第二十六条の五 第五十条第一項 第五十一条第一項 第五十九条の三第六項 第五十九条の三の三第四項 第百三十一条の二において準用する第百三十一条第三項 第百四十五条	総務省令
	農林水産省令

第二十三条の表第二十七条の項中「第二十七条」の下に「（第四十八条の三及び第四十九条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表中

第二十八条第一項	抄本（当該選挙人が第三項の規定により調製した書類であつて、若しくは記録した磁気ディスクその他これに準ずる記録媒体を用いて記載し、又は記録することにより当該書類に記載すべき事項を記録することができる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は当該抄本に係る第二十八条第二項の書類（当該抄本に係る第三十五条第一項の書類が第五十九条の七第一項の規定により磁気ディスクを製造されている場合には、当該書類に記録されている当該書類に記載すべき事項の全部又は一部の事項を記録した磁気ディスクを含む。）

を

第二十八条第一項	抄本（当該選挙人が第三項の規定により調製した書類であつて、若しくは記録した磁気ディスクその他これに準ずる記録媒体を用いて記載し、又は記録することにより当該書類に記載すべき事項を記録することができる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は当該抄本に係る第二十八条第二項の書類（当該抄本に係る第三十五条第一項の書類が第五十九条の七第一項の規定により磁気ディスクを製造されている場合には、当該書類に記録されている当該書類に記載すべき事項の全部又は一部の事項を記録した磁気ディスクを含む。）
第二十八条第二項	
第三十五条第一項	

に、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により	選挙人名簿又はその抄本と対照して

を

第四十九条の七第一項	名称
	氏名

に改め、同表第四十八条の三の項を次のように改める。

第四十八条の三第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域又は共通投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
		その期日前投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
第四十八条の三第二項	第四十八条の三第一項の規定により読み替えて適用する第四十八条第一項	第四十八条の三の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項
第四十八条の三第三項	第四十八条の三第一項の規定により読み替えて適用する第四十八条第一項	第四十八条の三の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項
第四十八条の三第四項	第四十八条の三第一項の規定により読み替えて適用する第四十八条第一項	第四十八条の三の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項

に改める。